

## 医療法人博愛会 さるびあ訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人博愛会が開設するさるびあ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定予防訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 さるびあ訪問看護ステーション
- ニ 所在地 宇部市浜町2丁目1番3

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(看護師 兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護及び指定予防訪問看護の利用の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- ニ 看護師 **常勤換算数 3.5名以上**

看護師等は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護及び指定予防訪問看護の提供に当たる。

- 三 **作業療法士、理学療法士等 1名以上**

- 四 事務職員 1名**以上**

請求事務

書類作成

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日とする。ただし、国民の祝日、8月15日、16日、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月～日曜日は午前8時30分から午後5時30分とする
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事および排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 ステーションから、片道おおむね15キロメートル未満 1,000円
- 二 ステーションから、片道おおむね20キロメートル以上 2,000円

3 死後の処置料は、10,000円とする。

4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は宇部市・山陽小野田市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護及び指定予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 24時間連絡体制にあつて、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う。

利用者宅→管理者の携帯電話→電話での相談→(内容により)待機看護師に連絡→緊急時訪問

3 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(業務持続計画の策定等)

第10条 訪問看護ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問サービスの提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要の措置を講じるものとする。

2 訪問看護ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 訪問看護ステーションは、定期的実施する業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問看護ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

第 12 条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

新入職員の訪問看護指導要項を作成し、それに基づいてチェックする

採用後 2 週～1 ヶ月は同行する

二 継続研修 年 1 回

外部の研修に許される時間内で参加する

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。